

総社市告示第32号

総社市自動車急発進抑制装置整備補助金交付要綱（令和4年総社市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（補助対象事業） 第4条 補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する自動車（以下「補助対象自動車」という。）に対し、<u>令和9年3月31日</u>までに行った、自動車急発進抑制装置の整備とする。 （1）及び（2）略 2 略</p> <p>附 則 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和10年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（補助対象事業） 第4条 補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する自動車（以下「補助対象自動車」という。）に対し、<u>令和8年3月31日</u>までに行った、自動車急発進抑制装置の整備とする。 （1）及び（2）略 2 略</p> <p>附 則 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和9年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。